

篠崎・進士法律事務所報

2009年 新春号



ご挨拶 02

所長弁護士 篠崎芳明

「専門家とコミュニケーション」 02

副所長弁護士 進士肇

パートナー就任のご挨拶 03

弁護士 杉山一郎

入所挨拶 03

弁護士 石黒一利

裁判員制度について（続編） 04

書評 05

民暴ABC 06

依頼者を守る方法

複雑な思い 07

近況報告 08

新春ご挨拶

篠崎・進士法律事務所 所長 弁護士 篠崎 芳明

昨年は、米国発の金融不安から、全世界的に経済状況が混迷を極め、本年も、この先国内外共に不透明、不安定な経済状況が継続しそうです。

経済的不況や社会的混乱の中では、債務不履行などの取引トラブル、企業倒産や不良債権問題、反社会的勢力による不当要求、社会的弱者への人権侵害など多くの紛争が多発するのではないかと懸念されます。

このような時代であればこそ、市民や企業は、社会生活の基本的ルールである法律を身近な存在として、あるときは自らを守る盾として、あるときは権利を実現するツールとして縦横に活用していくべきであります。

当法律事務所は、この一月に一〇年在籍してきた杉山一郎弁護士をあらためてパートナーとして迎え入れました。同弁護士は、知的財産管理技能検定委員を務めるなど知的財産権の分野に造詣が深く、この分野での更なる活躍が期待されます。

また、既にお知らせ申し上げましたとおり、昨年九月、司法修習の全課程を了えた石黒一利弁護士を迎え、同弁護士は既に当法律事務所の貴重な戦力として第一線で活躍しています。

当法律事務所は、かねてより親切で身近な弁護士として絶大なご信頼をいただいておりますが、なお一層研鑽に励み、皆様のご期待に添うべく更なる努力を重ねて参る所存です。

皆様には、引き続き篠崎・進士法律事務所に對して暖かいご支援とご鞭撻を賜りたくお願い申し上げます。新春ご挨拶とさせていただきます。

専門家とコミュニケーション

篠崎・進士法律事務所 副所長 弁護士 進士 肇

新春のお慶びを申し上げます。平成20年1月に新生「篠崎・進士法律事務所」がスタートして早一年、お陰様で順調に一年を過ぎることができ、平成21年を迎えました。

そしてこの度、篠崎芳明弁護士（所長）、私（副所長）、小川幸三弁護士、寺寫毅一郎弁護士の4名のパートナーに加えて、杉山一郎弁護士を新たなパートナーとして迎え、5名パートナーの体制を敷くことになりました。杉山弁護士は、一般民事事件はもちろんのこと、特許・著作権等の知的財産案件及び金融・保険案件のエキスパートであり、今後さらに視野を広げて活躍してくれるものと期待しております。新パートナーを迎え、また新人の石黒一利弁護士も加わり、当事務所は今後も着実に弁護士・事務スタッフの陣容を充実させ、皆様のさらに高度なご要望に応じられるよう努めて参ります。

平成20年度の私の仕事としては、債権者による会社更生申立手続に関与したものが思い出深くあります。このタイプの手続を経験したのは8年前のファーストクレジットの案件以来2度目ですが、今回は、保全管理人にて商取引債権全額を弁済して頂いた点が、会社更生事件では特筆に値します。

公務としては、平成20年度の新司法試験審査委員（商法担当）の職務を何とか無事に果たすことができ、平成21年度も引き続き2年目の審査委員を拝命しております。東京弁護士会倒産法部の事務局長の仕事も、昨年9月の選択型実務修習、10月の裁判外事業再生手続シンポジウムといった大きな山を越え、ますます活動を充実させながらラストスパートに入りました。さらには、日弁連の遺言信託PTの活動を元に発足した「特定非営利活動法人（NPO法人）遺言・相続リーガルネットワーク」も昨年5月に設立を果たし、11月に多数の来賓をお

パートナー就任のご挨拶

篠崎・進士法律事務所

パートナー 弁護士

杉山 一郎



専門分野の研鑽に努めて参りました。

旧年中は大変お世話になりました。本年も宜しくお願い申し上げます。さて、私儀平成21年1月1日より、篠崎・進士法律事務所のパートナーに就任いたすことになりました。謹んでご報告いたします。

平成11年4月に入所後現在に至るまで、弁護士がサービス業としてユーザフレンドリーであるべきことを肝に銘じ、最善の結果の追求はもちろんのこと、他の法律事務所よりも迅速な対応・解決を行うことを心がけて参りました。また、ワンストップとしての法律事務所であるべく、遅々としながらも知的財産権等の

このような中、不十分ながら10年弱にわたり弁護士としての職務を遂行できたのも、ひとえに皆様からの格別のご厚情によるものです。この場を借りて厚く御礼申し上げます。まだまだ微力非才の身ではありますが、これを機に一層刻苦勉励して誠心誠意職務に邁進する覚悟でございます。

今後とも格段のご支援ご鞭撻を謹んでお願い申し上げます。

石黒 一利 弁護士 入所挨拶

私は、昨年9月より篠崎・進士法律事務所において弁護士としての第一歩を踏み出すこととなりました。石黒一利と申します。

私は、少しでも多くの人々の役に立ちたい、社会に貢献したいという気持ちから、自由と社会正義の擁護者である法律家を志し、旧司法試験合格後、1年4ヶ月の司法修習を経て、この度、篠崎・進士法律事務所の一員となりました。

私は、入所以来、篠崎芳明先生をはじめ、事務所の諸先輩方から弁護士としての心構えを学ぶとともに、さまざまな分野の案件に携わ



経歴

〈出身高校〉
愛知県立旭丘高等学校
〈出身大学〉
同志社大学法学部

平成20年9月 弁護士登録

る機会をいただき、弁護士として充実した毎日を送っております。

私は、時代の変化に臨機応変に対応し、親切・丁寧・迅速を常に心がけ、皆様に満足していただけるように日々精進していく所存でありますので、皆様のご指導とご鞭撻を賜りたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

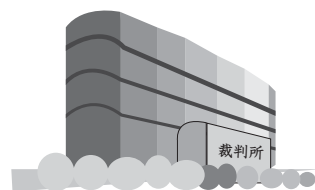
迎えして趣旨説明会・披露パーティを行い、11月21日の日本経済新聞夕刊の社会面でも取り上げて頂きました。弁護士としての社会的使命を果たすべく、プロボノその他の活動にも積極的に取り組んで参ります。

昨年読み耽った作家の一人に、神戸女学院大学教授の内田樹氏がいますが、氏の近刊「街場の教育論」に、「専門教育」をテーマに取り上げて、概要次のようなことが書かれています。「教養教育は、外部とのコミュニケーションの訓練である。対して、専門教育とは内輪のパーティである。ところが、内輪のパーティだけでは専門領域は成り立たない。なぜなら、ある専門領域が有用とされるのは、別の分野の専門家とコラボレーションする場合のみだからである。内輪のパーティの符丁で話してきたことを、符丁の通じない相手に理解させる、すなわちコミュニケーション・プラットフォームを構築するのが教養教育の眼目である。」

この下りを読んで、私は、はたと考えました。「専門教育」を「弁護士業務」に置き換えれば、これ即ち、私たちの仕事に与えられた課題ではないかと。たとえば、各案件における事実の掘下げは、「素人」かもしれないけれど事実の体験者であるクライアントと私たちとのコラボレーションである。また、大型倒産事件で、専門家同士が時に協働し、時にしのぎを削るのも、これまたコラボレーションである。いずれの場合もコミュニケーション・プラットフォームが必要になる。私たちは言葉の職人であり、言葉が正確に伝えられなければ仕事は成り立たない。そんなことを考えながら、この一年を過ごしていきたいと思えます。

皆様方におかれましては、当事務所への変わらぬご支援を賜りたくお願いを申し上げ、新春のご挨拶とさせていただきます。

裁判員制度について (続編)



弁護士 山際 悟郎
弁護士 中山 祐樹

顧問会社人事担当者 昨年の11月に、裁判員候補者への通知が一斉に送付されたそうですね。

弁護士 裁判員候補者名簿記載者への通知ですね。

担 この通知を受け取った人は、必ず裁判員になるんですか？

弁 いえ、名簿に記載された人（今回通知が届いた人）の中から事件ごとの裁判員候補者が選任されて、さらにその中から裁判員が選ばれます（別図参照）。通知が届いた人は、今年1年間は裁判員に選ばれる可能性があります、ということですね。

担 そうすると、通知を受け取った人が、実際に裁判所に行くことになるのは…。

弁 特定の事件について裁判員候補者に選任された場合ですね（別図②）。ここで初めて、裁判所での「選任手続期日」に呼び出されることになります。

担 例えば、うちの従業員が裁判所に呼び出されたら、仕事を休んで行くわけですね。

弁 そうですね。裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められていますから、会社としては休ませないといけませんね。仕事を休んだことを理由とする不利益扱いも禁じられています。

担 その場合、有給休暇扱いにしないといけないんですか？あるいは、裁判員の関係で裁判所に呼ばれる人のために、特別な休暇制度を設けないといけないんですかね。

弁 いや、そこまでは法律でも決められていないので、各企業の判断に委ねられることになります。ただ、日本経団連が昨夏、経済法規委員会所属企業を対象に行ったアンケートでは、約6割の企業が裁判員休暇制度を既に導入（又は導入することを決定）し

ており、また導入を検討中の企業も含めると、8割以上が有給での休暇を考えているということです（日本経団連タイムス2023号）。裁判所も、裁判員制度を推進する立場から、裁判員制度のための休暇制度の導入を検討するよう各方面に協力を求めているようです。

担 なるほど。ちなみに、休暇制度を導入すると、就業規則の改正も必要ですね。

弁 それはそれぞれですね。従前の就業規則の規定に解釈上含めるという方法もありますし、改正する場合でも、従前の規定に例示を加えるのか、それとも新制度を創設するのか。経団連のアンケートを見ても、企業ごとで取り扱いは分かれています。これは、現行の就業規則がどのような休暇の定め方をしているかにもよると思います。

担 ところで、裁判員には、守秘義務があると聞いたのですが、どの様な事を話してはいけないのですか？

弁 評議の際に裁判官や裁判員がどのような意見を言ったのかとか、判決の際の多数決の人数などは守秘義務の対象になります。また、裁判記録から知った被害者等のプライバシーや裁判員の名前なども第三者に話してはいけません。これに対して、法廷で見聞きしたことは話しても構いません。要するに、裁判員であるからこそ知ることが出来た事柄といえるかが守秘義務の

対象となるか否かの区別のポイントです。

担 それから、自分が裁判員になったことを公にしないといけないと聞いたのですが、家族にも話してはいけないのですか？

弁 いえ。例えば、インターネットで自分が裁判員になったことを公表することは許されませんが、日常生活の中で家族や親しい人に話すことまでは禁止されていません。また、裁判員として裁判所に行くため休暇を取得する場合に、会社の上司に話すことも問題ありません。

担 それを聞いて安心しました。自分が裁判員になったことを家族や上司に黙っているなんて不可能ですからね。

でも、もし私がマスコミで話題になっている事件の裁判員に選ばれたとしたら、守秘義務を守れるか自信がありません。評議の秘密や事件関係者のプライバシーに関する事柄などを周りの人に話してしまいそうです。みんなが関心を持っていることですからね。つい友人に「マスコミでは報道されていないけれど、事件の真相は…」なんて喋ってしまいそうです。

弁 注意してください。守秘義務は、裁判の公正やその信頼を確保することにも、評議で裁判員や裁判官が自由な意見を言えるようにするための重要な義務なんです。また、裁判員の名前や誰がどのような意見を言ったのか

を明らかにしないことは、裁判員のプライバシー保護やいわゆるお礼参りを防止するためにも重要なことです。

守秘義務は、裁判員として裁判に参加している間だけでなく、裁判員としての役目が終わった後も守る必要があります。違反した場合には刑罰が科されることもあります。迂闊に評議の秘密をインターネットに公開してしまい、守秘義務違反で逮捕された第1号と

して報道されることにならないよう気をつけてください。

担 守秘義務は、裁判員制度を円滑に運営するための重要な義務なんですね。私も、もし裁判員に選ばれたら、裁判員として知った事柄を興味本位で第三者に話すことのないよう気をつけ

裁判員の選任手続の流れ

(平成21年)

1 裁判員候補者名簿の作成、
裁判員候補者への通知
(平成20年11月末)
全国 約29万5000人

2 事件ごとの裁判員候補者の
選任 (くじによる)、
裁判員候補者への呼出状の送付
(裁判期日の6~8週間前)
1件当たり約50人

※平成19年の裁判員制度
対象事件数=2643件 (全国)

3 裁判所での選任手続期日
(通常は裁判初日の午前中)
において裁判員を選任
(裁判長との面接の上、
くじにより選任)
1件につき6人

「カラマーゾフの兄弟」

(ドストエフスキー)



弁護士 杉山一郎

言うまでもなく、ドストエフスキーの最高傑作であるだけでなく、世界最高峰の小説でもあります。『カラマーゾフの兄弟』は、父親殺しの犯人は誰かという裁判の審理過程がプロットの重要な点の一つです。詳細は是非一読（再読？）して頂きたいのですが、直接的な証拠がない中で状況証拠からだけで認定することの怖さ、えん罪の発生過程、陪審員の判断（帝政ロシアの裁判は陪審制でした）などの描写は、非常に迫真性があります。

陪審制は、陪審員が有罪が無罪かを裁判官から独立して判断する一方、裁判員制度は、裁判官と裁判員がともに議論して判断するという違いがありますが、国民の司法参加という点では同じです。裁判員制度の実施が間近に迫った現在、裁判員制度を見つめ直すには格好の材料となるはず

HP 当事務所のホームページです！



当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。

ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や
講演記録等を開示しております。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

依頼者を守る方法

弁護士 小川 幸三

新人弁護士 ちい——す。センパイ、民暴の依頼者対応って何か特別なことをするんですか？

先輩弁護士 ああ、民暴事件の被害者は、暴力装置を背景にした脅しを受けているから、不当要求時の恐怖だけではなく、警察に通報すれば暴力装置による仕返し・報復、お礼参りをされるという恐怖の、二重の恐怖にさらされているんだ。だから、民暴弁護士は、この二重の恐怖を取り除いてあげる必要があるんだ。

新人 具体的にどうやるんですか？

先輩 一言で言えば、依頼者をどうやって守るかを依頼者に示してあげる。具体的には、①彼ら反社会的勢力の暴力装置の発動を抑さえられることを説明して、依頼者の不安を取り除き、②彼らが今後どのような行為にでるかを予想してその対策を依頼者に示し、③彼らに対し「以後窓口は弁護士だ」と通知して、彼らから依頼者を解放し、④警察が依頼者を守ってくれることを依頼者に示す、ということだね。

新人 ①については、何て説明するんですか？

先輩 彼らは、自分の行為が反社会的

な行為だと十分に認識したうえで、如何に警察に捕まらずに市民や企業を食い物にするかを考えているんだよね。

この彼らの本質からして、暴力装置による仕返し・報復、お礼参りというのは不当要求を実現するための脅しの一手段にすぎないから、かかる行為を抑さえ込むことは、やり方を間違えなければ難しくないと依頼者に説明するね。

新人 そんなに容易にいくんですか？

先輩 ああ、できるよ。③と④の対応を取ったことを彼らに示せば、彼らは逮捕リスクを恐れて、無茶はできなくなるから、あとは、民暴弁護士としての信念で対峙すればいいんだよ。

新人 民暴弁護士としての信念？なんすかそれ？

先輩 「自分が怯んだら依頼者は彼らの食い物になるぞ、絶対に依頼者を守るぞ」という信念だよ。

新人 ぶつ、恥ずいすよ、センパイ。

先輩 バカトレ!! (ゴッソ!) 民暴弁護士はなあ、恐怖に震える依頼者の前に立つて依頼者を守る正義のミカタなんだぞ!!

新人 すみましえーん (涙)

先輩 よし。それから、②についてだ

けど、これをする事によって、依頼者の不安を解消し、依頼者は冷静に対応できるようになるからね。

新人 でも予想はどうすればできるんですか？

先輩 経験を積むのが一番だけど、手取り早いのは、民暴対策の本を読んで彼らの手口の傾向を知ることかな。今は、自分が反社だうたらどうするか、って考えるけどね。

新人 本主に、センパイ、反社の役、好きっすよね。それから④については具体的にどうやるんですか？

先輩 まず、弁護士が依頼者の事務所や自宅を管轄する警察署の刑事課に電話して反社会勢力による被害の相談に行きたいと言ってアポイントを取る。そして、依頼者と一緒に警察に行き、担当警察官に事情を説明した上で、「これは民事の問題なので弁護士である私が対応します。しかし、私が二四時間依頼者に張り付くことはできません。彼らは弁護士を嫌がつて依頼者の元に押し掛けてきて自己の要求を飲ませようとしています。私が駆けつけることができない場合もあります。その時には、依頼者には躊躇することなく一一〇番通報をするようにと指導をしました。そして、現場に駆けつけた警察官に対して依頼者は、『〇〇弁護士に依頼して代理人になつてもらったのに、それを無視して押し掛けてきて帰らなくて困っている』『この件は既に所轄の刑事課の刑事さんにすべて

複雑な思い

弁護士 寺島 毅一郎



人の噂も七五日、といえます。その伝でいけば、本事務所報が皆様のお手元に届くころには、旧聞に属する話になつているかと思いますが、本稿執筆時点(平成二〇年一月初旬)では、

某大物音楽プロデューサー氏の逮捕が、芸能事件関係では大きなインパクトを持つニュースとして、連日メディアを賑わしていました。

もちろん、本稿執筆時点では、判決が下されている訳でもなく、同氏が真実報道されている犯罪を犯したかは分かりませんが、報じられているプロデューサー氏の過去の栄光、目が眩む程の巨額の収入に豪奢な生活と、その後の事業の躓き、最近の窮乏生活から遂に逮捕へ、というコントラストはなかなか強烈で、絵に描いたような「栄枯盛衰」の図式がメディアの好餌となつています。

ただ、そういった「転落の図式」よりも、私が、一連の報道について一番感慨深かったことは、「こういう告訴がこんなにスピーディーに取り上げられる

こともあるんだ・・・。」ということでした。

報道によれば、本件は、プロデューサー氏が民事訴訟の和解金を期日である9月末までに弁済しなかったことから、詐欺罪での告訴に至つた、ということのようですが、この報道に接して、私の脳裏には、いくつもの疑問が浮かびました。

「捜査機関は、このようないわゆる『民事崩れ』の告訴案件を嫌う筈では?」、「その後一部とはいえ和解金の弁済もされたようだが、そのことも、事件の『スジ』を悪くする筈では?」、「著作権は音楽出版社に帰属しているのが通常(常識)だとすれば、今回のケースでは、捜査機関から『果たして出資者は、本主に、音楽出版社ではなくプロデューサー氏が著作権を有しているとの錯誤に陥つて金を出したのか?出資者は、欺罔により錯誤に陥つたから金を出したというよりは、どちらかと言えば、プロデューサー氏の窮状を助けてやろうとして金を出したという側面が

強いのではないか。』と指摘されかねないのでは?」等々です。

それというのも、ここ数年は別にして、私自身、過去には数多く刑事告訴に関する依頼、ご相談案件を担当させていただいており、捜査官とのやり取り等を通じて、詐欺のような知能犯について、告訴を受け理・起訴にまでこぎ着けることのハードルの高さが骨身に沁みていたからです。

かつて、告訴状を持ち込んだ先の捜査官から、「教科書的に言えば、それはもちろん本件は先生の言われるとおりの▲▲罪の構成要件を満たすと思いますがねえ・・・。スジがねえ・・・。」などと言われ、必死で説得に努めた身としては、「プロデューサー氏のようなケースで、もしも市井の無名人が行為者であつたら、果たしてこんなにスムーズに告訴が取り上げられたらどうか。」などと、つい考えてしまう。

更には、そんな「プロデューサー氏類似案件、ただし市井の無名人ケース」の刑事告訴事件を、「もし自分が受任

話してあるから、電話で確認してくれ』と言いますので、確認の電話に対しては、刑事さんの方から駆けつけた警察官に対して『自宅に押し掛けしないで、弁護士の方へ言いなさい』と言って相手を追い返すように指示して下さい。お願いします。」と言う。これが大事。

新人 どうして大事なんすか？

先輩 依頼者を警察へ連れて行くのは依頼者を安心させるためだから、警察の消極的な姿勢を見せるわけにはいかないよね。もし、私が「彼らを逮捕してください」と言ったら、警察は慎重な発言をしちゃうでしょ。だから、そうは言わない。「私がやりますから」と言つて、「ただ、一一〇番通報のときだけ守つて下さい」と言えば、警察も安心して「任せて下さい」と言うでしょ。

新人 なるほど。

先輩 それと、駆けつけた警察官が「弁護士がついているんだから弁護士の方いいなさいよ」と言うのは、警察官が民事の人身に介入しないで済むという大きな意味があるんだよね。警察官が民事の判断を求められると、どうしても消極的になり、民事不介入の呪縛を自ら言い出す虞れがある。だから、事件の人身で相手を追い返すのではなく、弁護士を通して交渉しなさいよという手続を理由に相手を追い返してもらおうのがいいんだよ。

新人 なるほど、センパイつて頭いいすね。弁護士みただいだ。

先輩 バカトレ!! (ゴッソ!)

していたらどうだろうか、首尾よく事件に持ち込めたとしても、そこに至る過程で捜査官から様々突つ込まれて、さぞかし苦労が多いことだろうな。」「そもそも、自分なら、事件の相談を受けた時点で、刑事告訴が取り上げられ、立件にまで持ち込めるかの見通しについて、依頼者にどのような説明をするだろうか。」「依頼者への説明といえ、過去に苦労したあの案件では、途中、依頼者にもご心配をかけたなあ。あの方がこのニュースを見たら、『何だ。あの弁護士は、知能犯の刑事告訴事件はハードルが高いんです、なんて言つていたけど、そんなことないじゃないの。』なんて思われなかな。」などとも。

過去に告訴事件で苦労したことのある弁護士としては、「今回の件は著作権を用いた新しいタイプの犯罪なので、摘発には一罰百戒の意味があつた。」などと解説されても、どこか釈然としな

■ 弁護士 篠崎芳明(所長)

私は、毎日午前4時頃に起床する癖があります。年齢のなせる技などと冷やかされますが、実は大学生の頃、この時間に起床して猛勉強をした名残で、そのころからの癖なのです。早起きは三文の得とかいわれますが、事務所弁護士から夜のうちにメールされた各種書面(訴状、準備書面、内容証明郵便など)を、朝食前にすべてチェックし、修正書面をメール送信することができます。事務所では各種打ち合わせ、依頼者との面談など超多忙ですから、朝飯前のこの時間は真に貴重です。

近況報告

■ 弁護士 小川幸三

昨年は、住吉会系組員の脱退を支援するため、警察官とともに組事務所に入り、組長から組員の脱退を妨害しない等の約束を取り付けました。また、キングと呼ばれた振り込め詐欺グループの被害者救済のため、弁護団に参加し、多少ともお役にたてたのではないかと自負しております。

■ 弁護士 山際悟郎

早いもので弁護士登録から3度目の新年を迎えました。昨年は、解決した事件数も増え、弁護士という職業のやり甲斐を実感した年でした。本年は、これまでの弁護士業務を振り返りつつ、依頼者の皆様に信頼される弁護士になれるよう一層努力し、迅速且つ適切な事件処理をモットーに専門分野の開拓と拡充を図って参る所存です。

■ 弁護士 石黒一利

平成20年9月に弁護士登録をしてからあっという間に数ヶ月が経ちました。この間、一般民事事件、家事事件、保全執行事件、債務整理、和解、交渉など様々な事件に携わる機会を得るとともに、休日には、趣味であるゴルフ、野球やソフトボールで汗を流すなど、毎日充実した日々を過ごしております。

■ 弁護士 清水恵介(客員)

民法学における隙間市場の開拓のような仕事ばかりしています。「船舶先取特権の立法趣旨と厳格解釈」日本法学 74 巻 2 号 843 頁(2008 年 7 月)は、直接的には海商法の問題ですが、先取特権規定の立法趣旨をマクロレベルで考察するのが目的です。こんなの誰が読むんだろうと思いつつ執筆しました。

■ 弁護士 進士肇

昨年初頭からはまっている内田樹氏の著作のお陰で、読書の幅が少し広がりました。私の所属する野球チームは千代田区のトーナメント戦で快進撃。ベスト8までいきました。また弁護士会の会派のソフトボール大会では4年ぶりの優勝を遂げました。いずれも何とかポジションを確保しています。週に2度のジムでのランニングが、体調管理に役立っているようです。

■ 弁護士 寺寫毅一郎

確か以前にどこかで「体重は100キロを超えないようにしたい」と書いたことがあるかと思いますが、すみません、超えてしまいました。久し振りに載った体重計の針が「2・5kg」を指した後、それが故障ではなく「1周」の結果だと分かったときは、感慨深いものがありました。

■ 弁護士 杉山一郎

本年より知的財産教育協会の主催する知的財産管理技能検定の試験委員に就任しました。そのため、今までは試験問題の報道(ミスや難易度など)には、どうしても受験者側の立場で考えてしまいましたが、最近では出題者にも同情を抱くようになりました。

■ 弁護士 中山祐樹

当事務所に入所してから、おかげさまで、この正月でちょうど1年になりました。弁護士としての最初の1年は、日々の業務に取り組むうち、瞬く間に過ぎてしまった感があります。本年も、さらに研鑽を重ね、知識と経験を深められるよう心掛けつつ、日々の業務に励んでいく所存です。

■ 弁護士 山口和男(客員)

会社法及び倒産法一般民事における実務研究、執筆、ロースクール大学院における会社法及び民事法の指導、顧問会社よりの質疑等に対応しております。最近では、「特別清算の理論と裁判実務(新日本法規出版)」、「判例タイムズ平成20年度主要民事判例解説」等を執筆しました。

■ 税理士 藤代節子

昨年の事務所旅行は卓球で大盛り上がりしました。その余波でごく一部に卓球ブームが起き、都内のスポーツセンターでも練習しました。足首の捻挫が再々発しない程度に精進したいと思います。税制改正も発表され、これからまた確定申告の時期がやってきます。ご相談がございましたら、お気軽にお寄せ下さい。



集合写真 前列(左から): 弁護士/杉山一郎、弁護士/小川幸三、弁護士/山口和男(客員)、弁護士/篠崎芳明(所長)、弁護士/進士肇(副所長)、弁護士/寺寫毅一郎 後列(左から): 弁護士/中山祐樹、事務局/坂本恵子、事務局/松本芳雄、事務局/古村紀子、弁護士/石黒一利、弁護士/山際悟郎、弁護士/清水恵介(客員)、税理士/藤代節子、事務局/鈴木結子、事務局/北出誠之、事務局/丸山広明

